

資料1-5
(参考資料)

第2期守谷市地域福祉計画(計画期間:2017年度～2021年度)
(取組計画)

基本方針 1	支え合い助け合う地域づくり		
基本施策 1	地域福祉意識の高揚と担い手育成		
施策の方向性	市民の地域福祉の意識を高め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。		
取組を測る指標	この1年間に地域福祉活動に参加した市民の割合	21.9%(現状値:平成27年度)	30.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 地域ボランティア人材の確保・育成（1-1-1）

（取組の方向性） 情報提供や活動場所の支援を行うことにより、地域福祉活動を行うための環境づくりを支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
1 地域福祉活動への参加者を増やすため、市民活動支援センター及び社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの活動環境の向上を図れるよう支援します。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 地域福祉活動への参加者を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の輪が広がるような交流の場づくりを行う ・ボランティア団体をそれぞれ組織している市民活動支援センターと社会福祉協議会の連携体制の構築を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の輪が広がるような交流の場づくりを行う ・ボランティア団体をそれぞれ組織している市民活動支援センターと社会福祉協議会の連携体制の構築を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の輪が広がるような交流の場づくりを行う ・ボランティアの活動環境の向上を図れるように、ボランティアニーズ等の情報提供を行う 	この1年間に地域福祉活動に参加した市民の割合 H28(現状値) 21.9% H29(実績値) 23.4% H30(実績値) 20.7% R1(計画値) 28.0% R2(計画値) 28.0% R3(目標値) 30.0%
2 ボランティアニーズの把握に努めます。		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動を広く周知し、ニーズとのマッチングを図る ・介護保険関連施設への高齢者ボランティアのニーズ調査を行う ・相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動を広く周知し、ニーズとのマッチングを図る ・高齢者ボランティア促進を図るため、高齢者ボランティアポイント制度の実現に向けて取り組む ・相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動を広く周知し、ニーズとのマッチングを図る ・高齢者ボランティア促進を図るため、高齢者ボランティアポイント制度の実現に向けて取り組む ・相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握する 	
3 ボランティアやNPO法人の情報を提供します。		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでボランティアやNPO法人の情報を提供する ・生活支援体制整備事業などの取組において、課題解決につながる情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでボランティアやNPO法人の情報を提供する ・地域ケア会議や生活支援体制整備事業などの取組において、課題解決につながる情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでボランティアやNPO法人の情報を提供する ・地域ケア会議や生活支援体制整備事業などの取組において、課題解決につながる情報を提供する 	
4 地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関連施設への高齢者ボランティアのニーズ調査を行う ・相談支援専門員等を通じて、支援ニーズを把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアニーズを把握し、(仮称)地域福祉活動協力員制度の制度設計を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入に取り組む 	

基本施策の取組項目-2 地域で活躍するリーダーの発掘・育成（1-1-2）

（取組の方向性） 地域においては、関係機関・団体と連携し、地域福祉活動に取り組むことで担い手を確保するとともに、リーダーとしての人材の発掘・育成を図ります。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
5	担い手育成のために、市民大学において人材の発掘や育成をします。 (対象) 市民 (対象をどのようにする) 地域の課題解決の取組の担い手になってもらう	・住み慣れた地域で自分らしく暮らせることを目指し、健康づくりの指導者育成や地域課題をビジネス的な手法で解決するコミュニティビジネスの講座を行う	・地域課題の解決のための組織である「まちづくり協議会」の運営に必要な人材の把握と育成を図るため、市民大学を活用した勉強会を実施する	・モデル地区の事例から、他の地区に発展するために課題を整理し、ニーズに沿ったコース設計する	市民大学の受講(修了)者数 H28(現状値) 156人 H29(実績値) 128人 H30(実績値) 101人 R1 (計画値) 150人 R2 (計画値) 150人 R3 (目標値) 150人
6	認知症サポーター養成講座やシルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催し、リーダーや担い手を発掘・育成します。 (対象) 市民 (対象をどのようにする) 生き生きと充実した生活を送ってもらうために、高齢者の地域での担い手としての活動や地域福祉活動に取り組む人材の発掘・育成を促進する	・各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、これまでのサポーター養成講座受講生対象のフォローアップ研修実施やキャラバンメイトの養成に努める ・シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座を継続実施する ・高齢消費者被害見守りサポーター養成講座を継続実施する	・各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、これまでのサポーター養成講座受講生対象のフォローアップ研修実施やキャラバンメイトの養成に努める ・シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座を継続実施するとともに、指導士の技量の平準化を図るため、専門職による研修会を開催する ・高齢消費者被害見守りサポーター養成講座を継続実施する ・認知症サポーター活動、シルバーリハビリ体操指導士会活動、高齢消費者被害見守り活動、サロンのPR強化をする	・各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、これまでのサポーター養成講座受講生対象のフォローアップ研修実施やキャラバンメイトの養成に努める ・シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座を継続実施する ・これまでのサポーター養成講座受講生対象の高齢消費者被害見守りサポーター研修を実施する	認知症サポーター養成講座の受講者数 H28(現状値) 696人 H29(実績値) 985人 H30(実績値) 149人 R1 (計画値) 807人 R2 (計画値) 832人 R3 (目標値) 850人 シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座の受講者数 H28(現状値) 7人 H29(実績値) 21人 H30(実績値) 14人 R1 (計画値) 25人 R2 (計画値) 25人 R3 (目標値) 25人

基本施策の取組項目-3 福祉に関する啓発の推進(1-1-3)

(取組の方向性) 多くの市民が福祉への関心を高め、福祉活動との関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図っていきます。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
7 講演会等を開催し認知症や障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 福祉活動への関わりを持てるように、福祉に対する意識向上や福祉への理解を深めてもらう	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施する 講演会を開催するほか、認知症を知る月間などで啓発活動を実施する シニア団体等の要請により介護保険のしくみと成年後見制度の出前講座を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施する 講演会を開催するほか、認知症を知る月間などで啓発活動を実施する シニア団体等の要請により介護保険のしくみと成年後見制度の出前講座を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施する 講演会を開催するほか、認知症を知る月間などで啓発活動を実施する シニア団体等の要請により介護保険のしくみと成年後見制度の出前講座を実施する 	認知症サポーター養成講座の受講者数 H28(現状値) 696人 H29(実績値) 985人 H30(実績値) 149人 R1(計画値) 807人 R2(計画値) 832人 R3(目標値) 850人
8 出前講座等により福祉への理解を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> 講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する 	3年前に比べて、障がい者や障がいについての理解が進んだ社会になったと思う障がい者の割合 H28(現状値) なし H29(実績値) 31.2% H30(実績値) 41.2% R1(計画値) 34.0% R2(計画値) 35.0% R3(目標値) 36.0%
9 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う 障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う 障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う 障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
10 ノーマライゼーション教育を推進します。	<p>(対象) 障がいのある子ども</p> <p>(対象をどのようにする) 障がいがあっても、障がいのない子どもと同等に教育を受けることができる教育的環境を整える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの充実を図る ・障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する市教育支援委員会(年4回)を開催する ・校内教育支援委員会において、合理的配慮の検討及び提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの充実を図る ・障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する市教育支援委員会(年4回)を開催する ・校内教育支援委員会において、合理的配慮の検討及び提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの充実を図る ・障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する市教育支援委員会(年4回)を開催する ・校内教育支援委員会において、合理的配慮の検討及び提供を行う 	<p>適正就学のための判定件数(含在籍児童生徒)</p> <p>H28(現状値) 76件 H29(実績値) 88件 H30(実績値) 98件 R1(計画値) 90件 R2(計画値) 90件 R3(目標値) 90件</p>
11 社会福祉協議会と連携して福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。	<p>(対象) 福祉教育の担当教職員</p> <p>(対象をどのようにする) 福祉教育の担当教職員の福祉に対する理解を深めることで、福祉教育の向上を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援担当者会議を開催する ・夏季休業に、福祉教育についての研修会を実施(年度によって内容の変更有り)する ・総合的な学習の時間における福祉教育の実施前に、担当教員が研修を受けるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援担当者会議を開催する ・夏季休業に、福祉教育についての研修会を実施(年度によって内容の変更有り)する ・総合的な学習の時間における福祉教育の実施前に、担当教員が研修を受けるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援担当者会議を開催する ・夏季休業に、福祉教育についての研修会を実施(年度によって内容の変更有り)する ・総合的な学習の時間における福祉教育の実施前に、担当教員が研修を受けるようにする 	<p>福祉教育の担当教職員の研修回数</p> <p>H28(現状値) 2回 H29(実績値) 2回 H30(実績値) 2回 R1(計画値) 3回 R2(計画値) 3回 R3(目標値) 3回</p>

基本方針 1	支え合い助け合う地域づくり		
基本施策 2	地域福祉活動の支援		
施策の方向性	地域福祉の核となる社会福祉協議会を中心として実施する福祉活動を推進します		
取組を測る指標	社会福祉協議会が地域福祉の核として機能していると思う市民の割合	23.9%(現状値:平成27年度)	30.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 社会福祉協議会への支援と連携強化（1-2-1）

（取組の方向性） 社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携を強化し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
12 社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。	(対象) 社会福祉協議会 (対象をどのようにする) 地域福祉活動推進の核となり、地域福祉活動計画が実践できるようにする	・地域福祉活動助成金制度を継続する ・地域福祉活動計画が円滑に実践できるよう地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	・地域福祉活動助成金制度を継続する ・地域福祉活動計画が円滑に実践できるよう地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	・地域福祉活動助成金制度を継続する ・地域福祉活動計画が円滑に実践できるよう地域担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	福祉活動で住民同士の交流や助け合いができていると思う市民の割合 H28(現状値) 46.9% H29(実績値) 51.1% H30(実績値) 53.1% R1 (計画値) 53.0% R2 (計画値) 56.0% R3 (目標値) 60.0%
13 地域福祉活動助成金制度を継続し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。					

基本施策の取組項目-2 地域福祉活動助成制度による支援（1-2-2）

（取組の方向性） 地域福祉活動助成金を交付することにより、地域の課題は地域で解決できるよう支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
14 地域福祉活動を推進するために、地域における身近な生活課題を解決する取組に助成金を交付します。	(対象) 地域福祉活動計画実行委員会 (対象をどのようにする) 地域福祉活動に助成金を交付することで、地域福祉活動計画が実践できるようにする	・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き助成金を交付する ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き地域担当職員が情報提供等の支援をする	・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き助成金を交付する ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き地域担当職員が情報提供等の支援をする	・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き助成金を交付する ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、引き続き地域担当職員が情報提供等の支援をする	地域の課題解決に取り組んでいると思う市民の割合 H28(現状値) 47.1% H29(実績値) 43.9% H30(実績値) 47.4% R1 (計画値) 57.0% R2 (計画値) 58.0% R3 (目標値) 60.0%
15 地域福祉活動計画実行委員会を支援するとともに、連携を図ります。		・各地区の活動内容を周知し、市民の参加を促進する	・各地区の活動内容を周知し、市民の参加を促進する	・各地区の活動内容を周知し、市民の参加を促進する	

基本施策の取組項目-3 地域担当職員制度による支援（1-2-3）

（取組の方向性） 地域担当職員制度により、地域への必要な情報を提供することで地域の福祉活動を支援します。

	市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
16	地域(自治会・町内会を含む)に適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行います。 また、必要に応じ総会等に参加し、地域の特性を把握し地域福祉活動を支援します。	(対象) 地域 (対象をどのようにする) 地域担当職員制度を活用し、地域において、地域の生活課題の解決に向けた地域活動ができるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・総会等に参加し、適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行う ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、地域担当職員が情報提供等の支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会等に参加し、適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行う ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、地域担当職員が情報提供等の支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会等に参加し、適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行う ・地域の身近な生活課題を解決する取組に対して、地域担当職員が情報提供等の支援をする 	地域の課題解決に取り組んでいると思う市民の割合 H28(現状値) 47.1% H29(実績値) 43.9% H30(実績値) 47.4% R1 (計画値) 57.0% R2 (計画値) 58.0% R3 (目標値) 60.0%
17	市の課題や地域の課題となっている事項に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行う ・地域担当職員に対するアンケート調査を実施し、調査結果の検証・改善を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行う ・地域福祉活動の主体が地域福祉活動実行委員会からまちづくり協議会に移行するため、地域福祉活動がさらに推進できるように、まちづくり協議会に対する人的支援を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行う ・地域担当職員に対するアンケート調査を実施し、調査結果の検証・改善を行う 	
18	地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。					

基本施策の取組項目-4 交流する場の創出支援（1-2-4）

（取組の方向性） 身近なところで気軽に交流できる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいつくりや仲間づくりができる場を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

市の役割	役割を担い目指す姿 （5年後）	目標を達成するための取組内容			数値目標 （数値内容・目標値）
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
19 地域における居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)づくりを支援します。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 身近なところで居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)が確保できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすいコミュニティサロン制度とするため、制度の見直し作業を行う ・自治公民館等を持たない自治会が、隣接自治会の自治公民館等を借り上げた際の助成制度の導入について検討を行う ・サロン運営の支援を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすいコミュニティサロン制度とするため、制度の見直し作業を行う ・自治公民館等を持たない自治会が、隣接自治会の自治公民館等を借り上げた際の助成制度の導入について検討を行う ・サロン運営の支援を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直した制度に基づき、コミュニティサロンの運用を開始する ・自治公民館借り上げ助成制度が創設された場合には、制度の運用を開始する ・サロン運営の支援を継続する 	<p>自治公民館や空き家等を活用したコミュニティサロンの利用自治会・町内会数</p> <p>H28(現状値) 100自治会 H29(実績値) 101自治会 H30(実績値) 102自治会 R1 (計画値) 103自治会 R2 (計画値) 104自治会 R3 (目標値) 105自治会</p>
20 活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるよう支援します。		<ul style="list-style-type: none"> ・サロン代表者会議を継続する ・地域において居場所、交流の場が持てるように、地域福祉活動助成金制度等により、引き続き支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン代表者会議を行い、運営ボランティアの後継者についての意見交換をする ・未開設地域での運営ボランティアの発掘、開設の支援をしていく ・地域において居場所、交流の場が持てるように、地域福祉活動助成金制度等により、引き続き支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン代表者会議を行い、運営ボランティアの後継者についての意見交換をする ・未開設地域での運営ボランティアの発掘、開設の支援をしていく ・地域において居場所、交流の場が持てるように、地域福祉活動助成金制度等により、引き続き支援する 	<p>サロンの開設数(高齢者福祉関係)</p> <p>H28(現状値) 30サロン H29(実績値) 35サロン H30(実績値) 36サロン R1 (計画値) 36サロン R2 (計画値) 37サロン R3 (目標値) 37サロン</p>

基本方針 1	支え合い助け合う地域づくり		
基本施策 3	支え合い体制の形成		
施策の方向性	小地域での見守り活動を充実させ、地域主体による支え合い活動の構築に努めます。		
取組を測る指標	地域の中で、互いに支え合える仕組みが整っていると思う市民の割合	— (アンケート調査に追加)	55.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 見守り体制の形成(1-3-1)

(取組の方向性) 子ども, 障がい者及び高齢者を見守るため, 地域による見守り活動に取り組みます。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
21 地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度を導入します。	(対象) 地域, 市民 (対象をどのようにする) (仮称)地域福祉活動協力員制度を導入し, 見守り活動を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関連施設への高齢者ボランティアのニーズ調査を行う ・相談支援専門員等を通じて, 障がい者の支援ニーズを把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアニーズを把握し, (仮称)地域福祉活動協力員制度の制度設計を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入に取り組む 	日頃から地域(隣近所含む)の高齢者等の見守りに取り組んでいる市民の割合 H28(現状値) なし H29(実績値) 30.4% H30(計画値) 35.0% R1(計画値) 41.0% R2(計画値) 48.0% R3(目標値) 55.0%
22 障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう, 啓発活動に取り組み, 地域での見守りを推進します。	(対象) 地域, 市民 (対象をどのようにする) ・障がいについて正しい理解と認識を深められるようにする ・地域住民の異変を早期に発見できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて, 「障がい者」や「障がい」について理解を深める取組を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて, 「障がい者」や「障がい」について理解を深める取組を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて, 「障がい者」や「障がい」について理解を深める取組を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	
23 より多くの方が認知症サポーター養成講座を受講できるよう, 周知を図ります。	(対象) 地域, 市民 (対象をどのようにする) 認知症について正しい知識と理解を持っていただき, 認知症の人に対する地域での見守りを推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動を紹介する ・認知症カフェの実施と支援を継続する ・キャラバンメイトの養成に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動を紹介する ・認知症カフェの実施と支援を継続する ・キャラバンメイトの養成に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動を紹介する ・認知症カフェの実施と支援を継続する ・キャラバンメイトの養成に努める 	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
24 見守りの大切さについて周知を図ります。	(対象) 地域、市民 (対象をどのようにする) 地域における緩やかな見守り等により、地域住民の異変を早期に発見できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動の紹介をする ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動の紹介をする ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する ・生活支援体制整備事業を進める中で地域住民による見守り活動に繋がる情報提供をしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催継続とサポーター活動の紹介をする ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する ・生活支援体制整備事業を進める中で地域住民による見守り活動に繋がる情報提供をしていく 	日頃から地域(隣近所含む)の高齢者等の見守りに取り組んでいる市民の割合 H28(現状値) なし H29(実績値) 30.4% H30(実績値) 34.8% R1(計画値) 41.0% R2(計画値) 48.0% R3(目標値) 55.0%
25 事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。	(対象) 事業所 (対象をどのようにする) 地域住民の異変を早期に発見できるように、協力事業所を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・協力事業所の拡大を図るため、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等の協力事業所の活動について周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく 	見守り活動等の協力事業所数(累計) H28(現状値) 47事業所 H29(実績値) 50事業所 H30(実績値) 49事業所 R1(計画値) 52事業所 R2(計画値) 53事業所 R3(目標値) 54事業所
26 守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークにより、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化し、高齢者が徘徊した場合には早期発見を図ります。	(対象) 徘徊高齢者等 (対象をどのようにする) 徘徊高齢者等を早期に発見できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録を促進する ・メールもりや防犯情報への登録を促進する ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録を促進する ・メールもりや防犯情報への登録を促進する ・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録を促進する ・メールもりや防犯情報への登録を促進する ・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく 	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録者数(累計) H28(現状値) 12人 H29(実績値) 29人 H30(実績値) 44人 R1(計画値) 51人 R2(計画値) 65人 R3(目標値) 70人

基本施策の取組項目-2 生活支援サービスの整備 (1-3-2)

(取組の方向性) 高齢者や障がい者等の在宅での日常生活上の困りごとを的確に把握し、地域の特性に応じた日常の生活支援を支え合い・助け合いで行えるよう、生活支援サービスの整備に努めます。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
27	生活支援サービスを担う多様な団体等により行われる定期的な情報共有の場として協議体を設置します。	(対象) 地域, 市民, 事業所等 (対象をどのようにする) 把握した高齢者等の困りごとについて, 地域・市民・事業所等が共有し, 他人事でなく自身のこと, 家族のこととしての認識を深めていただき, 必要な生活支援サービスの提供につなげていけるようにする	・各地区の地域福祉活動計画実行委員会に生活支援体制整備事業の説明をし, 第2層協議体としての活動支援を進める	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う ・第1層協議体を設置する	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う ・第1層協議体を設置する	地域の中で互いに支え合える仕組みが整っていると思う市民の割合 H28(現状値) 44.8% H29(実績値) 49.5% H30(実績値) 48.7% R1 (計画値) 48.0% R2 (計画値) 50.0% R3 (目標値) 55.0%
28	助け合いの推進役として生活支援コーディネーターを配置します。		・生活支援体制整備事業の第2層協議体コーディネーターを決定する	・生活支援体制整備事業の第2層協議体コーディネーターと連携して具体的な取組支援をする ・第1層協議体コーディネーターを決定する	・生活支援体制整備事業の第1層協議体及び第2層協議体のコーディネーターと連携して具体的な取組支援をする	
29	協議体に構成員として参加し, 地域に不足する支え合い・助け合いを把握し, 新たなサービスの創出に参画します。		・各地区の地域福祉活動計画実行委員会に生活支援体制整備事業の説明をし, 第2層協議体としての活動支援を進める	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
30 高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。	(対象) 地域, 市民, 事業所等 (対象をどのようにする) 把握した高齢者等の困りごとについて, 地域・市民・事業所等が共有し, 他人事でなく自身のこと, 家族のこととしての認識を深めていただき, 必要な生活支援サービスの提供につなげていけるようにする	・日常生活圏域ニーズ調査を3年に1回実施する ・高齢者総合相談を随時実施する ・相談支援専門員等を通じて, 障がい者の支援ニーズを把握する	・高齢者総合相談の随時実施する ・地域ケア会議(多職種協働による)を開催し, 高齢者の課題を把握する ・相談支援専門員等を通じて, 障がい者の支援ニーズを把握する	・日常生活圏域ニーズ調査を3年に1回実施する ・高齢者総合相談を随時実施する ・地域ケア会議(多職種協働による)を開催し, 高齢者の課題を把握する ・相談支援専門員等を通じて, 障がい者の支援ニーズを把握する	地域の中で互いに支え合える仕組みが整っていると思う市民の割合 H28(現状値) 44.8% H29(実績値) 49.5% H30(実績値) 48.7% R1 (計画値) 48.0% R2 (計画値) 50.0% R3 (目標値) 55.0%
31 把握した困りごとについて, 地域, 市民, 事業所等に周知し, 他人事でなく自身のこと, 家族のこととして理解していただけるよう努めます。	(対象) 地域, 市民, 事業所等 (対象をどのようにする) 把握した高齢者等の困りごとについて, 地域・市民・事業所等が共有し, 他人事でなく自身のこと, 家族のこととしての認識を深めていただき, 必要な生活支援サービスの提供につなげていけるようにする	・日常生活圏域ニーズ調査などで把握した市民の状況, 困りごと, 高齢者を取り巻く状況などについての情報を, 市民や関係機関, 協議体(各地区の地域福祉活動計画実行委員会)と共有する ・把握した障がい者の支援ニーズや困りごとを事業所やボランティア団体に周知する	・日常生活圏域ニーズ調査などで把握した市民の状況, 困りごと, 高齢者を取り巻く状況などについての情報を, 市民や関係機関, 協議体(各地区の地域福祉活動計画実行委員会)と共有する ・把握した障がい者の支援ニーズや困りごとを事業所やボランティア団体に周知する	・日常生活圏域ニーズ調査などで把握した市民の状況, 困りごと, 高齢者を取り巻く状況などについての情報を, 市民や関係機関, 協議体(各地区の地域福祉活動計画実行委員会)と共有する ・把握した障がい者の支援ニーズや困りごとを事業所やボランティア団体に周知する	地域の中で互いに支え合える仕組みが整っていると思う市民の割合 H28(現状値) 44.8% H29(実績値) 49.5% H30(実績値) 48.7% R1 (計画値) 48.0% R2 (計画値) 50.0% R3 (目標値) 55.0%
32 把握した困りごとについて, 生活支援サービスを担う多様な団体等と情報共有します。	(対象) 地域, 市民, 事業所等 (対象をどのようにする) 把握した高齢者等の困りごとについて, 地域・市民・事業所等が共有し, 他人事でなく自身のこと, 家族のこととしての認識を深めていただき, 必要な生活支援サービスの提供につなげていけるようにする	・各地区的な地域福祉活動計画実行委員会に生活支援体制整備事業の説明をし, 第2層協議体としての活動支援を進める ・生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う ・生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	・全地区における第2層協議体設置に向けて, まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い, 第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う ・生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	
33 生活支援サービスの仕組みの一つとして, 有償ボランティア制度の構築に取り組みます。					
34 市民が能力を生かし, 生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。			・地域での生活支援体制整備事業の取組と総合事業での位置付けや有償ボランティア制度の研究をする	・地域での生活支援体制整備事業の取組と総合事業での位置付けや有償ボランティア制度の研究をする	

基本方針 2	生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり		
基本施策 1	生きがい活動への支援		
施策の方向性	地域での交流を図り，高齢者や障がい者の生きがいづくりを支援します。		
取組を測る指標	生きがいを持っている高齢者(60歳以上の人)の割合	60.7%(現状値:平成27年度)	65.0%(目標値:令和3年度)
	生涯学習に取り組む市民の割合	38.7%(現状値:平成27年度)	45.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 高齢者の生きがい支援 (2-1-1)

(取組の方向性) 高齢者が地域において、地域福祉活動の担い手となるよう参加を促すとともに、自治会・町内会、シニアクラブ、サロンの活動の活性化、生涯学習への参加を支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
35 シニアクラブやサロンの活動を支援します。	(対象) 地域、市民(高齢者) (対象をどのようにする) シニアクラブやサロン等の活動を充実させることにより、生きがいを持っている高齢者を増やす	・シニアクラブ単位会長会議やサロン代表者会議のほか、日頃の代表者等とのコミュニケーションなどにより各活動状況を把握して必要な支援をする	・シニアクラブ単位会長会議やサロン代表者会議のほか、日頃の代表者等とのコミュニケーションなどにより各活動状況を把握して必要な支援をする	・シニアクラブ単位会長会議やサロン代表者会議のほか、日頃の代表者等とのコミュニケーションなどにより各活動状況を把握して必要な支援をする	[60歳以上の方]仕事、地域活動、生涯学習、ボランティア等の社会参加をしている市民の割合 H28(現状値) 55.5% H29(実績値) 57.0% H30(実績値) 56.8% R1 (計画値) 59.0% R2 (計画値) 59.0% R3 (目標値) 60.0%
36 多くの人が参加できるように、シニアクラブやサロンの活動内容、場所等の情報を提供します。		・ホームページや広報もりや及びチラシによる活動の紹介を行う	・ホームページや広報もりや及びチラシによる活動の紹介を行う	・ホームページや広報もりや及びチラシによる活動の紹介を行う	
37 シニアクラブやサロンの立ち上げ活動を支援します。		・今後の運営を担う人材を発掘する	・今後の運営を担う人材を発掘する	・今後の運営を担う人材を発掘する	
38 脳活コーチボランティアによる活動を推進し、認知症予防を推進します。	(対象) 地域、市民 (対象をどのようにする) 認知症予防を推進し、社会参加をしている市民を増やす	・オレンジカフェ、脳活未実施のサロン、各地区敬老行事など、活動を拡大する ・フォローアップ研修会や介護予防推進活動支援者研修会を実施する	・オレンジカフェ、脳活未実施のサロン、各地区敬老行事など、活動を拡大する ・フォローアップ研修会や介護予防推進活動支援者研修会を実施する	・オレンジカフェ、脳活未実施のサロン、各地区敬老行事など、活動を拡大する ・フォローアップ研修会や介護予防推進活動支援者研修会を実施する	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
39 もりや生涯学習リーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。	(対象) 地域、市民(高齢者) (対象をどのようにする) 文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の情報提供や活動を支援し、生涯学習に取り組む市民を増やす	・文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	・文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	・文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	[60歳以上の方]仕事、地域活動、生涯学習、ボランティア等の社会参加をしている市民の割合 H28(現状値) 55.5% H29(実績値) 57.0% H30(実績値) 56.8% R1 (計画値) 59.0% R2 (計画値) 59.0% R3 (目標値) 60.0%
40 生涯学習講座や教室を開催します。		・公民館講座において、シニアカレッジを開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る	・公民館講座において、シニアカレッジを開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る	・公民館講座において、シニアカレッジを開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る	
41 生涯学習に関する情報を提供し、支援します。		・広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにする	・広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにする	・広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにする	

基本施策の取組項目-2 障がい者の生きがい支援 (2-1-2)

(取組の方向性) 地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい者を支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
42	<p>(対象) 地域, 市民, 事業所等</p> <p>(対象をどのようにする) 障がい者福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるようにする</p> <p>講演会等を開催し、障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。</p>	<p>・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する</p> <p>・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う</p> <p>・障がいのある人とない人との交流機会を確保する</p>	<p>・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する</p> <p>・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う</p> <p>・障がいのある人とない人との交流機会を確保する</p>	<p>・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する</p> <p>・広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う</p> <p>・障がいのある人とない人との交流機会を確保する</p>	<p>普段の暮らしの中で、困っているときに、誰かから手助けを受けたことがある障がい者の割合</p> <p>H28(現状値) なし H29(実績値) 43.0% H30(実績値) 56.5% R1 (計画値) 45.0% R2 (計画値) 46.0% R3 (目標値) 47.0%</p>
43	<p>地域の人との交流イベントを開催します。</p>	<p>・守谷市障がい者福祉センターで「ひこうせんまつり」を開催し、交流を促進する</p> <p>・特別支援学校と市立小学校の児童の交流を行う</p> <p>・事業所に対し、交流イベントの実施を促す</p>	<p>・守谷市障がい者福祉センターで「ひこうせんまつり」を開催し、交流を促進する</p> <p>・特別支援学校と市立小学校の児童の交流を行う</p> <p>・事業所に対し、交流イベントの実施を促す</p>	<p>・守谷市障がい者福祉センターで「ひこうせんまつり」を開催し、交流を促進する</p> <p>・特別支援学校と市立小学校の児童の交流を行う</p> <p>・事業所に対し、交流イベントの実施を促す</p>	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
44 文化、スポーツ活動への参加を推進するために必要な支援を行います。	(対象) 障がい者 (対象をどのようにする) 文化、スポーツ活動等への参加がしやすくなるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体を通じて、文化、スポーツイベントの開催を周知する 作品の発表機会を設ける 公民館、体育館の使用料を免除する 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体を通じて、文化、スポーツイベントの開催を周知する 作品の発表機会を設ける 公民館、体育館の使用料を免除する 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体を通じて、文化、スポーツイベントの開催を周知する 作品の発表機会を設ける 公民館、体育館の使用料を免除する 	文化活動やスポーツのために外出する障がい者の割合 H28(現状値) なし H29(実績値) 14.2% H30(実績値) 14.1% R1 (計画値) 15.5% R2 (計画値) 16.0% R3 (目標値) 16.5%
45 障がい者への活動の場を提供することについて支援します。	(対象) 事業所等 (対象をどのようにする) 障がい者への活動の場を提供する	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい福祉のしおり」やホームページを通じて、事業所情報を周知する 事業所連絡協議会による福祉マップの作成を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい福祉のしおり」やホームページ、福祉マップを通じて、事業所情報を周知する 事業所連絡協議会による福祉マップの作成を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい福祉のしおり」やホームページ、福祉マップを通じて、事業所情報を周知する 	
46 障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。	(対象) 地域、市民、事業所等 (対象をどのようにする) 障がい者が自分らしく生きられるようにボランティア活動を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す 	

基本施策の取組項目-3 就労機会の提供 (2-1-3)

(取組の方向性) 高齢者や障がい者が就労することにより、生きがいを持ち安心して暮らせるように、職業安定所等との連携やシルバー人材センターを支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
47 障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。	(対象) 障がいのある人 (対象をどのようにする) 障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じた就労ができるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する 	就労系福祉サービス利用者数(月) H28(現状値) 111人 H29(実績値) 123人 H30(実績値) 122人 R1 (計画値) 148人 R2 (計画値) 160人 R3 (目標値) 172人
48 障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、相談支援や情報提供を行います。		<ul style="list-style-type: none"> 企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等が受けられるよう、就労移行支援の利用を支援する 企業等での就労が困難な人のために、福祉的就労の場を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等が受けられるよう、就労移行支援の利用を支援する 企業等での就労が困難な人のために、福祉的就労の場を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等が受けられるよう、就労移行支援の利用を支援する 企業等での就労が困難な人のために、福祉的就労の場を確保する 	
49 シルバー人材センターを支援します。	(対象) 高齢者 (対象をどのようにする) 生きがいを持ち安心して暮らせるように就労できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの円滑な事業運営のために、その実情に応じて必要な支援を行う 介護予防・日常生活支援総合事業における事業開始に努める(会員への介護保険制度や総合事業の多様なサービスについて研修) 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの円滑な事業運営のために、その実情に応じて必要な支援を行う 会員増加と就業先拡大のために、シルバー人材センターの活動周知の支援をする 介護予防・日常生活支援総合事業における事業開始に努める(総合事業に新たなサービスを位置づけ) 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの円滑な事業運営のために、その実情に応じて必要な支援を行う 会員増加と就業先拡大のために、シルバー人材センターの活動周知の支援をする 介護予防・日常生活支援総合事業における事業開始に努める(実績による見直し検討) 	シルバー人材センターの会員数 H28(現状値) 429人 H29(実績値) 410人 H30(実績値) 404人 R1 (計画値) 454人 R2 (計画値) 460人 R3 (目標値) 465人

基本方針 2	生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり		
基本施策 2	健康づくり意識の向上		
施策の方向性	健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解が深まるよう、自らの健康づくりへの取組を支援します。		
取組を測る指標	心身ともに健康だと感じている市民の割合	76.0%(現状値:平成27年度)	80.0%(目標値:令和3年度)
	1年に1回健診を受けている市民の割合	79.2%(現状値:平成27年度)	80.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 生活習慣病予防の推進(2-2-1)

(取組の方向性) 健康的な生活習慣に関心が持てるように、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。また、受診しやすい検診体制を整備することにより、健康診査・がん検診の受診率の向上を図ります。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
50 生活習慣病予防のための健康教育の充実を図ります。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 疾病を予防して健康を保てるようにする	各種生活習慣病予防教室を開催する	・各種生活習慣病予防教室を開催する ・集団健康診査時に保健師による健康教育を実施する	・各種生活習慣病予防教室を開催する ・集団健康診査時に保健師による健康教育を実施する	市民の健康習慣平均実践項目数 H28(現状値) 5.3項目 H29(実績値) 5.2項目 H30(実績値) 5.4項目 R1 (計画値) 5.4項目 R2 (計画値) 5.4項目 R3 (目標値) 5.5項目
51 ホームページや市政情報モニター等を活用した生活習慣病予防啓発活動を実施します。		・9月の循環器疾患予防月間に、市政モニターやポスター掲示で啓発する ・家庭血圧の計り方などホームページで啓発する	・9月の循環器疾患予防月間に、市政モニターやポスター掲示で啓発する ・家庭血圧の計り方などホームページで啓発する	・9月の循環器疾患予防月間に、市政モニターやポスター掲示で啓発する ・家庭血圧の計り方などホームページで啓発する	
52 市民の食生活による健康づくりのために、地域のボランティアとして活動する食生活改善推進員を定期的に養成します。		・食生活改善推進員の養成講座を開催する	・養成講座の修了者に食生活改善推進協議会に加入していただき、活動を推進する	・活動している食生活改善推進員のスキルアップのための研修会を強化する	
53 食生活改善推進員と協働で食育活動を各地域で展開します。		・各地区において実施する住民健診時に、試食会やチラシ配布を通して、減塩や野菜摂取を推進する	・各地区において実施する住民健診時に、試食会やチラシ配布を通して、減塩や野菜摂取を推進する	・各地区において実施する住民健診時に、試食会やチラシ配布を通して、減塩や野菜摂取を推進する	
54 小児生活習慣病予防検診等の実施により、子どもの時からの適正体重などへの意識付けや野菜摂取を推進します。		・市内の小学校4年生を対象に、生活習慣病予防栄養健康教育を実施する	・市内の小学校4年生を対象に、生活習慣病予防栄養健康教育を実施する	・市内の小学校4年生を対象に、生活習慣病予防栄養健康教育を実施する	
55 受診しやすい検診体制を整備します。		・骨粗しょう症検診と大腸がん検診のように同時検診を実施する ・好発年齢に個人通知を実施する	・骨粗しょう症検診と乳がん単独(集団)検診時に大腸がん検診の同時受診を実施する ・好発年齢に個人通知を実施する	・骨粗しょう症検診と乳がん単独(集団)検診時に大腸がん検診の同時受診を実施する ・好発年齢に個人通知を実施する	

基本施策の取組項目-2 身体活動・運動の推進 (2-2-2)

(取組の方向性) いつでも、どこでも、楽しく運動に取り組めるように、スポーツ活動やシルバーリハビリ体操を推進するとともに、出前サロンやシニアクラブを支援します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
56 ウォーキングマップやいばらきヘルスロードを周知します。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) いつでも、どこでも、楽しく運動に取り組めるようにする	ウォーキングマップを保健センター窓口で配布するほか、ホームページで周知する	・ウォーキングマップを保健センター窓口で配布するほか、ホームページで周知する ・「いばらきヘルスロード」募集の時期に合わせ、広報やホームページで周知する	・ウォーキングマップを保健センター窓口で配布するほか、ホームページで周知する ・「いばらきヘルスロード」募集の時期に合わせ、広報やホームページで周知する	日ごろから何かスポーツを行っている市民の割合 H28(現状値) 32.9% H29(実績値) 33.9% H30(実績値) 32.4% R1 (計画値) 38.0% R2 (計画値) 39.0% R3 (目標値) 40.0%
57 ミニ歩く会等自主団体と協働でウォーキング教室等を開催し、ウォーキングや軽スポーツ等の運動を推進します。		・「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催し、新規会員へのフォローを実施する ・ラジオ体操の普及のために、CDラジカセ、CDの貸し出しを行う	・「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催し、新規会員へのフォローを実施する ・ラジオ体操の普及のために、CDラジカセ、CDの貸し出しを行う ・ラジオ体操を普及するために、事業のPR活動を強化する	・「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催し、新規会員へのフォローを実施する ・ラジオ体操の普及のために、CDラジカセ、CDの貸し出しを行う ・ラジオ体操を普及するために、事業のPR活動を強化する	
58 ウォーキングコースの看板設置の工夫や公園に設置した健康器具の使用法の周知により、地域全体で運動する機会の充実を図ります。		公園の健康器具の活用などホームページや運動サークルへの周知を実施する	・公園の健康器具の活用などホームページや運動サークルへの周知を実施する ・集団健康診査会場にて、公園の健康器具の周知を行う	・公園の健康器具の活用などホームページや運動サークルへの周知を実施する ・集団健康診査会場にて、公園の健康器具の周知を行う	
59 シルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し、シルバーリハビリ体操を更に推進します。		・シルバーリハビリ体操の推進をシルバーリハビリ体操指導士会に委託を継続する ・シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会開催を継続する	・シルバーリハビリ体操の推進をシルバーリハビリ体操指導士会に委託を継続する ・シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会開催を継続する ・推進事業を市内全域拡大に努める	・シルバーリハビリ体操の推進をシルバーリハビリ体操指導士会に委託を継続する ・シルバーリハビリ体操4級指導士養成講習会開催を継続する ・推進事業を市内全域拡大に努める	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
60 各種スポーツ大会・教室の開催など、スポーツ活動に取り組むための支援をします。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) いつでも、どこでも、楽しく運動に取り組めるようにする	・スポーツフェスティバルで、子どもから高齢者までいっしょに楽しめるスポーツ・レクリエーションの体験教室を実施する	・スポーツフェスティバルで、子どもから高齢者までいっしょに楽しめるスポーツ・レクリエーションの体験教室を実施する	・スポーツフェスティバルで、子どもから高齢者までいっしょに楽しめるスポーツ・レクリエーションの体験教室を実施する	日ごろから何かスポーツを行っている市民の割合 H28(現状値) 32.9% H29(実績値) 33.9% H30(実績値) 32.4% R1 (計画値) 38.0% R2 (計画値) 39.0% R3 (目標値) 40.0%

基本施策の取組項目-3 こころの健康の推進 (2-2-3)

(取組の方向性) こころの健康に関する情報を周知するとともに、「こころの健康」相談窓口を充実します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
61 こころの健康に関する情報を周知します。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) こころの健康を保てるようにする	・ホームページやショッピングセンターなどでアルコール依存症や自殺の問題についての啓発を行う	・ホームページやショッピングセンターなどでアルコール依存症や自殺の問題についての啓発を行う	・ホームページやショッピングセンターなどでアルコール依存症や自殺の問題についての啓発を行う	心身ともに健康だと感じている市民の割合 H28(現状値) 73.2% H29(実績値) 77.2% H30(実績値) 73.5% R1 (計画値) 79.0% R2 (計画値) 79.0% R3 (目標値) 80.0%
62 地域の人が参加しやすい出前講座を開催します。		・興味のもてる講座にするために、事前に内容について聞き取りをしながら、出前講座を実施する	・関連団体に対し、出前講座の周知を図る	・関連団体に対し、出前講座の周知を図る	
63 「こころの健康」相談窓口の周知を図るとともに、福祉・医療関係機関等と連携し相談対応の充実に努めます。		・引き続き、ホームページや広報紙により、「こころの健康」相談窓口の周知を図る ・関係機関との連携を深め、こころの健康相談に対応する	・引き続き、ホームページや広報紙により、「こころの健康」相談窓口の周知を図る ・関係機関との連携を深め、こころの健康相談に対応する	・引き続き、ホームページや広報紙により、「こころの健康」相談窓口の周知を図る ・関係機関との連携を深め、こころの健康相談に対応する	

基本方針 3	情報が共有され相談しやすい地域づくり		
基本施策 1	相談体制の充実		
施策の方向性	市民からの様々な相談に対応するため、市及び地域の相談体制の充実を図ります。		
取組を測る指標	在宅介護支援センターでの相談件数	289件(現状値:平成27年度)	380件(目標値:令和3年度)
	障がい者相談支援事業所での相談件数	678件(現状値:平成27年度)	850件(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 相談・支援体制の充実 (3-1-1)

(取組の方向性) 困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
64 相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応します。	(対象) 困りごとを抱えている人 (対象をどのようにする) 関係機関と連携を図りながら、困りごとの相談に応じ、必要な支援をする	・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応する	・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応する	・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応する	市の窓口サービスは利用しやすいと思う市民の割合 H28(現状値) 60.8% H29(実績値) 59.4% H30(実績値) 62.8% R1 (計画値) 66.0% R2 (計画値) 68.0% R3 (目標値) 70.0%
65 複雑多様な個別の相談について、的確に応じることができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、相談を受ける人材の育成を図ります。		・同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛ける	・同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛ける	・同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛ける	
69 複合的で複雑な相談の対応については、専門機関と連携を図るとともに、保健・福祉担当課で組織する「保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議」において、最も適したサービスの種類や処遇について検討します。		・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行う	・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行う	・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行う	
66 高齢者に対しては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが相談窓口となり、生活を軸とした相談を受け、適切な制度の利用につなげるとともに、必要に応じて支援します。		・地域包括支援センターで総合相談に随時対応する ・4在宅介護支援センターで高齢者の相談に随時対応する ・地域包括支援センター職員による出張相談会を実施する	・地域包括支援センターで総合相談に随時対応する ・4在宅介護支援センターで高齢者の相談に随時対応する ・地域包括支援センター職員による出張相談会を実施する	・地域包括支援センターで総合相談に随時対応する ・4在宅介護支援センターで高齢者の相談に随時対応する ・地域包括支援センター職員による出張相談会を実施する	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
67 障がい者(児)に関する相談については、市役所の相談窓口のほか、障がい者相談支援センター、保健センター、こども療育教室、障がい者相談員などと、お互いに連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	(対象) 困りごとを抱えている人 (対象をどのようにする) 関係機関と連携を図りながら、困りごとの相談に応じ、必要な支援をする	<ul style="list-style-type: none"> 課の単位にとらわれることなく、相談の内容に応じて関連部署が連携して支援する 相談機関の案内については、サービス利用の相談が相談支援事業所、また、当事者の立場での相談は障がい者相談員といったように、ニーズに沿った案内をする 	<ul style="list-style-type: none"> 課の単位にとらわれることなく、相談の内容に応じて関連部署が連携して支援する 相談機関の案内については、サービス利用の相談が相談支援事業所、また、当事者の立場での相談は障がい者相談員といったように、ニーズに沿った案内をする 	<ul style="list-style-type: none"> 課の単位にとらわれることなく、相談の内容に応じて関連部署が連携して支援する 相談機関の案内については、サービス利用の相談が相談支援事業所、また、当事者の立場での相談は障がい者相談員といったように、ニーズに沿った案内をする 	市の窓口サービスは利用しやすいと思う市民の割合 H28(現状値) 60.8% H29(実績値) 59.4% H30(実績値) 62.8% R1 (計画値) 66.0% R2 (計画値) 68.0% R3 (目標値) 70.0%
68 子ども・子育てに関する相談では、市役所の相談窓口のほか、家庭児童相談室、保健センター、保育所、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	(対象) 困りごとを抱えている人 (対象をどのようにする) 関係機関と連携を図りながら、困りごとの相談に応じ、必要な支援をする	<ul style="list-style-type: none"> 虐待・DV等の案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら対応する 必要に応じて、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携し、対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待・DV等の案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら対応する 必要に応じて、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携し、対応する 市役所内に子育て包括支援センターを開設する 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待・DV等の案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら対応する 必要に応じて、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携し、対応する 	市の窓口サービスは利用しやすいと思う市民の割合 H28(現状値) 60.8% H29(実績値) 59.4% H30(実績値) 62.8% R1 (計画値) 66.0% R2 (計画値) 68.0% R3 (目標値) 70.0%
70 在宅介護支援センターの事業内容等を周知します。	(対象) 困りごとを抱えている人 (対象をどのようにする) 各種相談窓口の相談内容を分かりやすく周知することで、困りごと相談が受けやすいようにする	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター職員と協働で、ようこそ守谷、商工まつり、認知症を知る月間などにおいて在宅介護支援センターの事業内容等を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター職員と協働で、ようこそ守谷、商工まつり、認知症を知る月間などにおいて在宅介護支援センターの事業内容等を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター職員と協働で、ようこそ守谷、商工まつり、認知症を知る月間などにおいて在宅介護支援センターの事業内容等を周知する 	
71 市民に民生委員・児童委員の活動を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう支援します。		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、活動内容等について、広報紙やホームページにより周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、活動内容等について、広報紙やホームページにより周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、活動内容等について、広報紙やホームページにより周知する 	

基本方針 3	情報が共有され相談しやすい地域づくり		
基本施策 2	情報発信の充実		
施策の方向性	必要とする人に行き渡る情報提供体制の充実を図ります。		
取組を測る指標	行政情報が十分に提供されていると感じる市民の割合	78.9%(現状値:平成27年度)	90.0%(目標値:令和3年度)
	市民と行政との間で市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	70.9%(現状値:平成27年度)	80.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 各種福祉情報の収集及び発信 (3-2-1)

(取組の方向性) 福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう適切で効果的な情報伝達手段を構築します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
72 広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供します。	(対象) 福祉サービスが必要な人 (対象をどのようにする) 福祉サービスの内容を分かりやすく周知し、福祉サービスが必要な人が適切に福祉サービスを受けられるようにする	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスが適切に利用できるように、福祉分野ごとの分かりやすいガイドブックを発行するとともに、広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスが適切に利用できるように、福祉分野ごとの分かりやすいガイドブックを発行するとともに、広報もりや、ホームページ、市政情報モニター等を活用し、分かりやすい情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスが適切に利用できるように、福祉分野ごとの分かりやすいガイドブックを発行するとともに、広報もりや、ホームページ、市政情報モニター等を活用し、分かりやすい情報を提供する 	市から行政情報が十分に提供されていると思う市民の割合 H28(現状値) 77.8% H29(実績値) 77.3% H30(実績値) 80.3% R1 (計画値) 86.0% R2 (計画値) 88.0% R3 (目標値) 90.0%
73 福祉分野ごとのガイドブックを分かりやすく作成し、周知に努めます。					
74 出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> シニア活動団体等の要請により介護保険制度等の出前講座を実施する 特別支援学校の保護者を対象とした説明会を通じて、福祉サービスに関する情報を提供する ひろば事業等において、子育てイベントのチラシの配布や子育て相談を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> シニア活動団体等の要請により介護保険制度等の出前講座を実施する 特別支援学校の保護者を対象とした説明会を通じて、福祉サービスに関する情報を提供する ひろば事業等において、子育てイベントのチラシの配布や子育て相談を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> シニア活動団体等の要請により介護保険制度等の出前講座を実施する 特別支援学校の保護者を対象とした説明会を通じて、福祉サービスに関する情報を提供する ひろば事業等において、子育てイベントのチラシの配布や子育て相談を実施する 		

基本方針 4	安心して暮らせる地域づくり		
基本施策 1	防災・防犯対策等の充実		
施策の方向性	安心して暮らせる地域づくりを促進します。		
取組を測る指標	災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	78.3%(現状値:平成27年度)	82.0%(目標値:令和3年度)
	災害時に、近所に助けが必要な人がいることを知っている市民の割合	17.0%(現状値:平成27年度)	25.0%(目標値:令和3年度)
	人口千人当たりの刑法犯認知件数(年間)	10.3件(現状値:平成27年度)	10件(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実(4-1-1)

(取組の方向性) 避難行動要支援者登録制度の更なる周知、普及を図り、災害時に地域の中で必要な支援が受けられる体制を目指します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
75 災害時は、市からのメールもりやをはじめ、多様な伝達手段により自治会・町内会を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。	(対象) 災害情報が必要な人 (対象をどのようにする) 災害情報が必要な人に迅速に適切な情報を伝達する	・防災訓練でメールもりや、エリアメールによる配信訓練を実施する	・市民生活総合支援アプリ「もりんふお」の登録を推進するとともに、引き続き情報収集・配信訓練を実施する	・市民生活総合支援アプリ「もりんふお」を活用した情報伝達収集訓練等を実施する	防災訓練参加人数 H28(現状値) 12,000人 H29(実績値) 12,685人 H30(実績値) 9,384人 R1 (計画値) 13,500人 R2 (計画値) 14,000人 R3 (目標値) 14,500人
76 避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。	(対象) 避難支援が必要な人 (対象をどのようにする) 避難支援が必要な人が災害時に地域の中で必要な支援が受けられるようにする	改正災害対策法に基づく、避難行動要支援者登録制度を構築する(具体的には、地域等への避難行動要支援者名簿の効果的な提供方法等を検討する)	新たな避難行動要支援者登録制度を市民、関係者に周知する	要支援者の避難支援に協力いただける協力自治会を増やしていくために、避難支援活動のマニュアル作成に取り組む	避難行動要支援者(うち情報提供同意者)のうち災害時において町内会・自治会に避難支援活動の協力をお願いしている避難行動要支援者の割合 H28(現状値) 75.4% H29(実績値) 79.7% H30(実績値) 77.1% R1 (計画値) 78.0% R2 (計画値) 79.0% R3 (目標値) 80.0%
77 避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。					
78 避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。					

基本施策の取組項目-2 自主防災組織への活動支援（4-1-2）

（取組の方向性） 自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた避難支援体制づくりに努めます。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
79 消防署, 消防団, 防災関係団体の協力を得て, 市主催の防災訓練の実施や地域による防災訓練の支援を通じて, 防災意識の啓発を行います。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 防災に関する意識の向上を図り, 日頃から災害に備えるとともに, 災害時に適切な対応がとれるようにする	・地域において, 発災対応型防災訓練を実施する	・防災訓練参加自治会の増加を図っていく	・引き続き, 発災対応型防災訓練を実施していく	防災対策を講じている市民の割合 H28(現状値) 52.6% H29(実績値) 50.6% H30(実績値) 40.2% R1 (計画値) 58.0% R2 (計画値) 59.5% R3 (目標値) 60.0%
80 防災講演会や広報紙等で, 防災に関する意識の向上を図ります。		・広報紙等に防災情報を掲載し, 意識向上を図る	・市主催の防災講演会で意識の向上を図る ・「もりんふお」の防災アプリを活用した訓練を推進する	・メールもりや等でも防災情報の配信を検討する	
81 自主防災組織を結成する場合に資機材の援助と活動を支援します。	(対象) 自主防災組織 (対象をどのようにする) 自主防災組織の結成とその活動を支援することで, 地域の防災力の向上を図る	・防災講演会において, 自主防災組織の重要性及び自主防災に関する補助事業を周知する	・守谷の防災を考える会と協力し, 自主防災組織結成率の向上を図る	・自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに, 自主防災組織の強化にも注力していく	自主防災組織結成数(累計) H28(現状値) 63組織 H29(実績値) 67組織 H30(実績値) 70組織 R1 (計画値) 71組織 R2 (計画値) 73組織 R3 (目標値) 75組織
82 避難所運営を支援します。	(対象) 地域 (対象をどのようにする) 災害発生後, できるだけ早く避難所を開設・運営できるようにする	・守谷市災害対応マニュアルに基づく対応をする ・市主催の防災訓練用に避難所における情報伝達訓練を実施した	・守谷市災害対応マニュアルに基づく対応をする ・防災訓練時に「もりんふお」を活用した避難所開設訓練を検討する	・守谷市災害対応マニュアルに基づく対応をする ・避難所開設訓練を実施する	防災訓練参加人数 H28(現状値) 12,000人 H29(実績値) 12,685人 H30(実績値) 9,384人 R1 (計画値) 13,500人 R2 (計画値) 14,000人 R3 (目標値) 14,500人

基本施策の取組項目-3 地域防犯体制(子どもの見守り等)の充実(4-1-3)

(取組の方向性) 市と関係機関・団体、地域が連携し、犯罪防止の体制づくりを推進します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
83 防犯キャンペーン・防犯パトロールなどを通じて、市民の防犯意識の高揚に努めます。	(対象) 市民, 地域, 事業所等 (対象をどのようにする) 防犯キャンペーン・防犯パトロールや防犯情報の提供等により、犯罪抑止と犯罪被害の防止を図る	・合同パトロールの組織づくりを行う	・合同パトロールの反省点を活かし効果的な活動を検討する ・防犯キャンペーンの啓発用品部数を増加を検討し、可能であれば実施する	・合同パトロールを定例的に実施できるようにし、参加団体と交番との信頼関係を構築し、防犯活動の向上を図る	地域防犯活動延べ参加人数 H28(現状値) 4,227人 H29(実績値) 3,555人 H30(実績値) 4,154人 R1 (計画値) 5,000人 R2 (計画値) 5,000人 R3 (目標値) 6,000人
84 メールもりや, SNS, ホームページ及び広報もりやを通して、防犯情報を提供します。		・防犯メールの発信をする ・防犯出前講座を実施する	・「もりんふお」の登録者数を増やすように防犯情報を発信する ・多様な伝達手段で防犯情報を発信する	・「もりんふお」の防犯情報を視覚的に分かるように検討し、実施する	
85 事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。(再掲)		・協力事業所の拡大を図るため、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等の協力事業所の活動について周知する	・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	・見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	
86 通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域の協力を得て引き続き行います。		・警察からの情報(ひばりくん防犯メール)に合わせ、速やかにメールもりや「もりんふお」を活用し配信する ・防犯講話等を実施する ・防犯パトロールを実施する	・タイムリーな情報提供に合わせて、ホームページ等の媒体を活用した配信を行う ・防犯パトロールを実施する	・1つの情報ツールを用いることで、全てが連動(タイムリーな配信)できるよう配信力向上を図る ・防犯パトロールを実施する	
87 不審者等の情報は、速やかな保護者への周知と全校での共有に引き続き努めます。		・立哨活動を実施する ・防犯情報を速やかに保護者に提供する ・通学路の安全点検を実施する	・立哨活動を実施する ・防犯情報を速やかに保護者に提供する ・通学路の安全点検を実施する	・立哨活動を実施する ・防犯情報を速やかに保護者に提供する ・通学路の安全点検を実施する	

基本方針 4	安心して暮らせる地域づくり		
基本施策 2	権利擁護体制の充実		
施策の方向性	擁護を必要とする人を支える体制の充実を図ります。		
取組を測る指標	人権が尊重されているまちだと思 う市民の割合	64.9%(現状値:平成27年度)	72.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 高齢者、子ども、障がい者等に対する虐待・DV対応（4-2-1）

（取組の方向性） 高齢者や子ども、障がい者等に対する虐待やDVの予防、早期発見・早期対応を図ります。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
88 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	(対象) 高齢者や子ども、障がい者等 (対象をどのようにする) 高齢者や子ども、障がい者等に対する虐待やDVの発生予防、早期発見・早期対応を図る	・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関の代表者と実務者の会議をそれぞれ開催し、情報の共有や虐待対応への協力・連携を確認する	・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関の代表者と実務者の会議をそれぞれ開催し、情報の共有や虐待対応への協力・連携を確認する	・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関の代表者と実務者の会議をそれぞれ開催し、情報の共有や虐待対応への協力・連携を確認する	配偶者などから受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力行為(DV)が人権侵害であると思う市民の割合 H28(現状値) 83.4% H29(実績値) 83.7% H30(実績値) 83.5% R1 (計画値) 85.5% R2 (計画値) 87.0% R3 (目標値) 88.5%
89 児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待の防止に関する啓発を進めるとともに、擁護者への早期対応・早期支援を行います。		・市民、福祉サービス事業者に対して、虐待防止の啓発を行う ・虐待等案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら、早期対応・早期支援を行う ・必要に応じて、関係機関と連携し、対応する	・市民、福祉サービス事業者に対して、虐待防止の啓発を行う ・虐待等案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら、早期対応・早期支援を行う ・必要に応じて、関係機関と連携し、対応する	・市民、福祉サービス事業者に対して、虐待防止の啓発を行う ・虐待等案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら、早期対応・早期支援を行う ・必要に応じて、関係機関と連携し、対応する	
90 虐待対応については、高齢者と接する機会が多い介護サービス事業所等の職員に対する研修を行います。		・介護支援専門員や介護サービス事業所職員を対象に、高齢者の権利擁護に関する研修を行う	・介護支援専門員や介護サービス事業所職員を対象に、高齢者の権利擁護に関する研修を行う	・介護支援専門員や介護サービス事業所職員を対象に、高齢者の権利擁護に関する研修を行う	
91 DVに対してスムーズに対応できるよう、女性相談センター、警察等の関係機関と連携体制を強化します。		・男女共同参画推進計画に基づき、DV防止のための啓発活動を実施する ・DV相談担当職員の研修会への参加などにより、相談体制の更なる充実を図る	・男女共同参画推進計画に基づき、DV防止のための啓発活動を実施する ・DV相談担当職員の研修会への参加などにより、相談体制の更なる充実を図る	・男女共同参画推進計画に基づき、DV防止のための啓発活動を実施する ・DV相談担当職員の研修会への参加などにより、相談体制の更なる充実を図る	

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
講演会等を開催し認知症や障がい者に対する関心を高め、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	(対象) 市民 (対象をどのようにする) 認知症や障がいに関する意識啓発を行い、虐待を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を継続実施する ・認知症を知る月間などで啓発活動を行う ・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を継続実施する ・認知症を知る月間などで啓発活動を行う ・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を継続実施する ・認知症を知る月間などで啓発活動を行う ・講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発活動を実施する ・広報紙、ホームページ、パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」について理解を深める啓発を行う ・障がいのある人とない人との交流機会を確保する 	配偶者などから受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力行為(DV)が人権侵害であると思う市民の割合 H28(現状値) 83.4% H29(実績値) 83.7% H30(実績値) 83.5% R1(計画値) 85.5% R2(計画値) 87.0% R3(目標値) 88.5%

基本施策の取組項目-2 成年後見制度の利用促進(4-2-2)

(取組の方向性) 判断能力が不十分な人へ適切な支援を行うため、関係機関・団体と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
93 判断能力が十分でない高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の内容を分かりやすく説明し、普及促進等を図ります。	(対象) 判断能力が十分でない人 (対象をどのようにする) 判断能力が十分でない高齢者、障がい者に対し、成年後見制度を活用し、福祉サービスの利用や金銭管理などを支援することで、安心して生活が送れるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を通じて制度の周知を図る ・地域包括支援センター窓口での専門職による総合相談の随時対応と市内6地区での出前相談会を実施する ・介護サービス事業所連絡会議等での制度普及促進への協力を依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を通じて制度の周知を図る ・地域包括支援センター窓口での専門職による総合相談の随時対応と市内6地区での出前相談会を実施する ・介護サービス事業所連絡会議等での制度普及促進への協力を依頼する ・隔年で実施してきた成年後見制度についての研修を、平成30年度より毎年実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を通じて制度の周知を図る ・地域包括支援センター窓口での専門職による総合相談の随時対応と市内6地区での出前相談会を実施する ・介護サービス事業所連絡会議等での制度普及促進への協力を依頼する ・隔年で実施してきた成年後見制度についての研修を、平成30年度より毎年実施する 	成年後見制度を知っている市民の割合 H28(現状値) なし H29(実績値) 78.0% H30(実績値) 80.6% R1 (計画値) 79.0% R2 (計画値) 79.5% R3 (目標値) 80.0%
95 介護サービス事業所の職員に対し、研修会を開催して制度の理解を促します。			<ul style="list-style-type: none"> ・隔年で実施してきた成年後見制度についての研修を、平成30年度より毎年実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・隔年で実施してきた成年後見制度についての研修を、平成30年度より毎年実施する 	
94 制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用相談については、制度や申立先等の案内や支援をする ・申し立てを行う人がいない場合には、成年後見制度の利用支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用相談については、制度や申立先等の案内や支援をする ・申し立てを行う人がいない場合には、成年後見制度の利用支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用相談については、制度や申立先等の案内や支援をする ・申し立てを行う人がいない場合には、成年後見制度の利用支援を行う 	
96 成年後見人の親族に申し立て者がいない場合には、成年後見審判申立ての支援を行います。					

基本施策の取組項目-3 障がい者を理由とする差別の解消(4-2-3)

(取組の方向性) 市民に対して障がい者を理由とする差別解消の啓発を行います。

また、障がい者を理由として障がい者の権利利益を侵害することがないようにするとともに、障がい者等から社会の中にある様々な障壁(バリア)を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除くようにします。

市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
97 市の事務や事業を行う上で、障がい者を理由とした障がい者の権利利益の侵害を防止します。	(対象) 市, 市民, 事業所 (対象をどのようにする) 障がい者を理由として障がい者の権利利益を侵害することがないようにする	・障がい者を理由とした差別が生じないように、「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき適切に対応する	・障がい者を理由とした差別が生じないように、「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき適切に対応する	・障がい者を理由とした差別が生じないように、「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき適切に対応する	普段の暮らしの中で、障がいがあることを理由として、差別的な取扱いを受けたと感じることがある障がい者の割合 H28(現状値) なし
98 障がい者を理由とする差別解消の啓発を行います。		・広報紙やホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発を行う	・広報紙やホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発を行う	・広報紙やホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発を行う	H29(実績値) 16.2% H30(実績値) 21.2% R1 (計画値) 15.0% R2 (計画値) 14.5% R3 (目標値) 14.0%
99 市の事務や事業を行う上で、障がい者等から社会の中にある様々な障壁(バリア)を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除きます。	(対象) 市, 事業所 (対象をどのようにする) 障害のある人が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去する(求めがあった時に、負担が過重にならない範囲で実施)	・障がいのある人から社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去するよう求められた場合には、負担が過重にならない範囲で求めに応じる	・障がいのある人から社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去するよう求められた場合には、負担が過重にならない範囲で求めに応じる	・障がいのある人から社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去するよう求められた場合には、負担が過重にならない範囲で求めに応じる	

基本方針 4	安心して暮らせる地域づくり		
基本施策 3	生活困窮者への支援		
施策の方向性	多様な問題を抱える生活困窮者に対して、適切に支援します。		
取組を測る指標	1か月以上相談支援を行ったにもかかわらず、生活保護に至った割合	1.8%(現状値:平成27年度)	1.0%(目標値:令和3年度)

基本施策の取組項目-1 関係機関との連携による支援体制の強化(4-3-1)

(取組の方向性) 多様な課題を抱える生活困窮者に対して、自立に向けて包括的かつ継続的に支援します。

	市の役割	役割を担い目指す姿 (5年後)	目標を達成するための取組内容			数値目標 (数値内容・目標値)
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
100	生活困窮者に寄り添った支援を行います。	(対象) 生活困窮者 (対象をどのようにする) 生活困窮者の個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	・生活困窮者に対して自立に向けた必要な支援を行うとともに、複合的な課題を抱えた生活困窮者に対しては、関係課や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	・生活困窮者に対して自立に向けた必要な支援を行うとともに、複合的な課題を抱えた生活困窮者に対しては、関係課や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	・生活困窮者に対して自立に向けた必要な支援を行うとともに、複合的な課題を抱えた生活困窮者に対しては、関係課や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	継続的に相談支援及び他機関・他制度につなげた件数 H28(現状値) 44件 H29(実績値) 47件 H30(実績値) 41件 R1 (計画値) 40件 R2 (計画値) 40件 R3 (目標値) 40件
101	病気、無年金、失業などの理由による金銭的な問題など、複合的な課題を抱えた生活困窮者への相談支援により、その人の課題が解決できるよう包括的な支援をします。					